

笠間地区の事業者の皆様へ

事業系廃棄物の適正な処理について

事業所から排出される廃棄物については、事業所の皆さまの責任で処理することが、廃棄物処理法で義務付けられています。

事業系廃棄物とは・・・

事業系廃棄物とは、営利、非営利を問わず「すべての事業活動で発生する廃棄物」のことを言います。つまり、学校や公民館、社会福祉施設のほか、飲食店や事務所、個人商店などから発生するごみはすべて「事業系廃棄物」となります。

事業系廃棄物は、一般家庭から排出されるごみとは別に、事業所の責任で分別し、適正に処理しなければなりません。

事業系廃棄物の分類

すべての事業活動で発生する「事業系廃棄物」は、産業廃棄物と、事業系一般廃棄物に分類されます。

※詳しくは裏面の分類表をご覧ください。

事業系廃棄物

産業廃棄物

事業活動で生じた廃棄物のうち、法で定める20種類及び輸入された廃棄物

事業系一般廃棄物

事業活動で生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物の処理方法

○県の許可を受けた「産業廃棄物処理業許可業者」に委託してください。（有料）

※産業廃棄物についてご不明な点は、茨城県廃棄物対策課（TEL029-301-3027）にお問い合わせください。

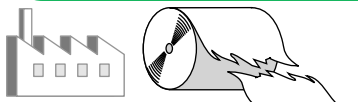
事業系一般廃棄物の処理方法

○市の許可を受けた「一般廃棄物処理業許可業者」に委託してください。（有料）

※エコフロンティアかさまに自己搬入する場合は、事前に笠間市役所での登録が必要です。

事業系廃棄物の分類表

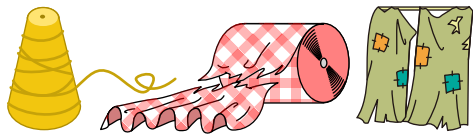
産業廃棄物



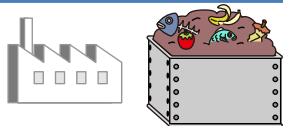
建設業（建物の建築、増築、改築、解体時に出るもの）、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業などから出るもの



建設業（建物の建築、増築、改築、解体時に出るもの）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの



建設業（建物の建築、増築、改築、解体時に出るもの）、繊維工業から出るもの



食品・飲料製造業、医薬品製造業等において原料として使用した動物又は植物にかかる固形状の不要物



発泡スチロール、PPバンド、食品トレイ、ラップ類、断熱材、収納ケース、合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、容器包装プラスチック、ペットボトル等



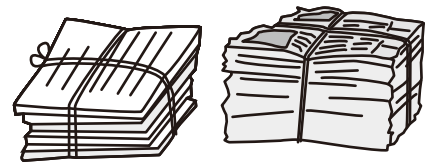
空き缶、ペンキ缶、スチール製品（机、椅子、棚、ロッカー等）、金網、他金属製品等



空きびん、コップ、茶碗、窓ガラス、鏡、コンクリートくず等

蛍光灯、電球、乾電池、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋸さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等

紙くず



紙類（書類、書籍、紙くず等）

木くず



木製の机、椅子、棚、剪定枝等

繊維くず



作業服、木綿布等

動植物性
残さ



厨芥ごみ、残飯、茶葉等

廃プラス
チック類

金属くず

ガラスくず
コンクリートくず
陶磁器くず

その他

事業系一般廃棄物

特定の事業活動に伴い発生するもの

あらゆる事業活動に伴い発生するもの

■■■■■ お願い ■■■■■

◎エコフロンティアかさまへ自己搬入する際は、適切な分別をお願いします。（適切に分別されていない場合、受入できない場合があります。）

◎事業所から出た廃棄物を、家庭ごみの集積所に出すことはできません。（不法投棄になり、廃棄物処理法の違反行為になります。）

◎事業所から出る紙ごみなどは、リサイクルできる場合があります。ごみ減量化のためリサイクルに取り組みましょう。（詳しくは資源物回収業者にお問い合わせください。）

■■■■■ お問い合わせ ■■■■■

笠間市 市民生活部 環境保全課
TEL : 0296-77-1101 FAX : 0296-77-1390
一般財団法人 茨城県環境保全事業団
TEL : 0296-70-2511 FAX : 0296-70-2515